

# 山梨県公報

第千八百六十六号

平成二十年

六月三十日

月 曜 日

## 目 次

平成二十年度クリーニング師試験の実施……………三八三

職業訓練指導員試験の実施……………三八三

人事委員会……………三八三

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三八六

## 公 告

● 平成二十年度クリーニング師試験の実施  
 クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第七条第一項の規定により、クリーニング師の試験を次のとおり実施する。  
 平成二十年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 試験日時

平成二十年十月十五日(水)午前九時三十分

### 二 試験場所

甲府市朝気一丁目二番二号 山梨県立男女共同参画推進センター

### 三 受験資格

クリーニング業法第七条第三項に規定する者

### 四 受験手続

#### 1 提出書類

(一) 受験願書

(二) 履歴書

(三) クリーニング師試験を受ける資格を有することを証する書類(卒業証明書、卒業証書の写し、地方厚生局長の認定を受けた者はその認定書の写し)

(四) 写真(出願前六月以内に撮影した手札形(縦十・五センチメートル、横八センチメートル)、無帽、正面上半身のもので、裏面に氏名、生年月日及び撮影年月

日)を記載したもの) 一枚

2 受験手数料

七千円(受験願書に七千円に相当する額面の山梨県収入証紙を添付し、消印はしないこと。)

3 受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

4 受験願書受付期間

平成二十年八月十八日(月)から同月二十九日(金)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、平成二十年八月二十九日までの消印のあるものは有効とする。

5 受験願書等の提出先

受験願書等は、営業所の所在地又は住所地を所管する各保健福祉事務所(保健所(支所を含む。以下同じ。))に提出すること。ただし、県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生薬務課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

### 五 試験科目

#### 1 学科試験

(一) 衛生法規に関する知識

(二) 公衆衛生に関する知識

(三) 洗たく物の処理に関する知識

#### 2 実地試験

洗たく物の処理に関する技能

#### 六 問い合わせ先

受験手続その他に関しては、最寄りの各保健福祉事務所(保健所)又は山梨県福祉保健部衛生薬務課(電話〇五五 二二三 一四八八)に問い合わせること。

### ● 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第三十条に規定する職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
平成二十年六月三十日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 試験を実施する職種及び試験科目

1 次の職種について学科試験を行う。

(一) 機械科、電子科、和裁科及び建築科

2 試験の科目は、次のとおりとする。

和裁科	一 系基礎学科 1 裁縫知識(裁縫工程、裁縫用具、見積り) 2 縫製法(縫製法、縫製用材料)	電子科 一 系基礎学科 1 電気理論(電気磁気学、直流及び交流理論) 2 電子工学(デジタル回路、アナログ回路、半導体工学、測定法) 3 電気及び電子機器(電気機器、電子機器) 4 材料(電気材料、電子部品) 5 安全衛生(安全管理、衛生管理) 二 専攻学科 1 通信工学(情報理論、通信システム方式、伝送工学、通信処理) 2 機器設備(端末設備、伝送交換設備、ネットワーク) 3 制御工学(制御理論、数値制御、コンピュータ制御) 4 工作法(電子機器の組立、修理及び調整法)	機械科 一 系基礎学科 1 機械工学(機械要素、機構と運動) 2 材料(材料力学、金属材料、非金属材料、潤滑油及び切削剤) 3 工作法(NC工作法、機械工作法、ジグ、工具) 4 測定法(測定及び試験機器、測定法、形状測定、材料試験) 5 安全衛生(安全管理、衛生管理) 二 専攻学科 1 加工法(切削加工法、研削加工法、金型工作法、精密加工法) 2 機械製図(機械製図法、機械設計法、テクニカルイラストレーション)	職 種	免 許	関 連 学 科 試 験 の 科 目 指 導 方 法
				指 導 方 法	一 職業訓練原理 二 教科指導法 三 訓練生の心理 四 生活指導 五 職業訓練関係法規	

全職種共通	免許職種 免除を受けることができる者	免除の範囲 実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科	3 前記以外の職種についても、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者(一級又は単一等級の技能検定に合格した者及び他法令による資格取得者)に対して、指導方法のみの試験を行う。 二 受験資格 1 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。 (一) 職業能力開発促進法第四十四条第一項の規定による技能検定に合格した者 (二) 職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第四十五条の二第二項又は第三項に規定する者 2 1にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。 (一) 成年被後見人又は被保佐人 (二) 禁錮以上の刑に処せられた者 (三) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者 三 試験の免除 実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部の免除を受けることができる者及びその受けることができる免除の範囲は、次のとおりとする。	3 安全衛生(安全管理、衛生管理) 二 専攻学科 1 和裁法(裁縫工程、和服の種類、裁縫法) 2 被服学(被服史、被服論、被服科学、服装美学)	建築科 一 系基礎学科 1 建築工学(構造力学、建築構造、建築施工、測量、建築製図、関係法規) 2 安全衛生(安全管理、衛生管理) 二 専攻学科 1 建築設計(建築設計、設備設計、建築計画) 2 施工法(建築施工法、建築工事、規く術、木材工作法、仕様及び積算) 3 材料(建築用材料)
-------	-----------------------	-------------------------------	--	--	---

省令別表第	<p>免許職種に関し、二級の技能検定に合格した者</p> <p>職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>実技試験の全部</p>
省令別表第十一の三の免許職種の欄に掲げ	<p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者</p> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者</p> <p>免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科に合格した者</p> <p>職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者</p> <p>免許職種に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者</p> <p>学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者</p>	<p>学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科（当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p> <p>実技試験の全部</p> <p>学科試験のうち指導方法</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科又は専攻学科</p> <p>学科試験のうち関連学科の系基礎学科（当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。）</p> <p>学科試験のうち関連学科</p> <p>学科試験のうち関連学科</p>
省令別表第十一の三の免		

十一の三に掲げる免許職種  
 十一の三に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者  
 職種の欄に掲げる者  
 職種の欄に掲げる者

- 四 試験の日時及び場所
- 1 日時 平成二十年九月三日（水）午前九時
  - 2 場所 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校
- 五 受験手続

- 1 受験申請書類  
 職業訓練指導員試験受験申請書、履歴書、身分証明書、写真二枚（ライカ判とし、申請前六月以内に撮影した正面脱帽の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの。申請書及び受験票（控）にはり付けること。）及び受験資格を有することを証明する書類
- 2 試験の免除申請  
 試験の免除を受けようとする者は、三の表に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
- 3 申請書類の提出先  
 甲州市塩山上於曾千三百八番地 山梨県立産業技術短期大学校（郵送により受験申請をする場合は、必ず書留郵便とすること。）
- 4 申請書類の提出期間  
 平成二十年七月一日（火）から同月十六日（水）まで。ただし、郵送の場合は、平成二十年七月十六日までの消印のあるものを有効とする。
- 5 受験手数料  
 三千円（職業訓練指導員試験受験申請書に、三千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。）  
 受験手数料は、申請を取り消し、又は受験をしなかった場合でも、還付しない。
- 6 受験票の交付  
 受験申請を受け付けた後、その内容を審査のうえ、受験資格を有すると認められる者に受験票を交付する。
- 六 合格発表  
 平成二十年十月一日（水）に山梨県立産業技術短期大学校本部講義棟玄関前に掲示するとともに本人あて通知する。
- 七 その他
- 1 職業訓練指導員試験受験申請書用紙は、山梨県立産業技術短期大学校において交

- 付する。なお、申請書用紙の請求又は受験についての問い合わせを郵便でする場合は、封筒の表に「受験申請書請求」又は「受験についての問い合わせ」と明記し、百四十円切手をはり付け、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。
- 2 各職種において、受験申請者の数が著しく多くなったときは、受験申請締切日前であつても申請の受付を打ち切ることがある。
- 3 受験に対する注意事項（集合時間、携帯品等）は、後日受験票をもつて通知する。
- 4 試験についての不明な点は、山梨県立産業技術短期大学校（甲州市塩山上於曾千三百八番地（電話〇五五三 三二一 五二〇二））に問い合わせること。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第四十八号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年六月三十日

山梨県人事委員会

委員長 小 澤 義 彦

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第十二警察部局の部警察本部の項中、「犯罪被害者対策室長」を「犯罪被害者支援室長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年七月一日から施行する。